

「木更津市犯罪被害者等支援条例」解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

○誰もががある日突然、犯罪に巻き込まれ、平穏な暮らしを奪われる可能性があります。

犯罪に巻き込まれた被害者や遺族は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、本市においても、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすことを目的として、本条例を制定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等早期援助団体（犯給法第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
- (6) 市民等 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

○この条例の用語のうち、認識を共通にしておきたい用語の意味を明らかにしています。

○第1号「犯罪行為」については、第9条に規定する見舞金の支給の原因となる犯罪行為について、明確に定める必要があることから、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）の規定のとおり定めるものです。

「犯罪行為」は、国内で発生した殺人及び傷害の罪、いわゆる身体犯を指し、正当行為、正当防衛、過失行為を除きます。財産犯である「窃盗犯」や「詐欺犯」は当条例の対象者に含まれません。

「ひき逃げ事故」など交通事故の場合は、当該事故の発生時では「過失」と解釈されるので当条例の対象とはなりません。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪を含むものとし

ます。

関係法令

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

○第2号「犯罪等」について、第9条「見舞金の支給」及び第10条「転居費用の助成」は、対象を第1号「犯罪行為」に限定しておりますが、第3条「基本理念」から第8条「犯罪被害者等早期援助団体等への支援」までは、幅広く支援を行うため、その範囲を広く捉えて規定しています。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有するものを指します。

（具体例としては、以下の行為が挙げられます。）

- （1）ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいいます。
- （2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。
- （3）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

○第3号「犯罪被害者等」について、第3条「基本理念」から第8条「犯罪被害者等早期援助団体等への支援」までの支援の対象となる者を規定しています。

○第4号「関係機関等」について、市と連携し、犯罪被害者等の支援にあたる機関を定義しております。具体的には、国、千葉県、警察、他の地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体（千葉犯罪被害者支援センター等）等の民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に係るものをいいます。

○第5号「市民」については、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、被災により本市に避難しているもの、ストーカー行為、DV及び児童虐待等から逃れるためにやむを得ず自主的に避難し現に市内に居住している方を含むものとします。

○第6号「市民等」については、市民に加え、市内に通勤・通学する者及び市内に事務所等を有する者や団体も指し、第5条「市民等の責務」及び第7条「市民等の理解の促進」の対象者の範囲を規定しています。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく、かつ、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

【解説】

○市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、前提となる考えを基本理念として定めています。

○犯罪被害者等は、時間の経過や生活環境その他の様々な事情によって、心身の状況が変化することが考えられるため、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、継続的な支援が行われることを明らかにしたものです。

○犯罪被害者等は、加害者からの直接の被害だけでなく、周囲の言動等によって更に傷付けられてしまうことがあるため、支援をするときは、このような副次的な被害が生じないよう最大限配

慮することを規定しております。

また、支援する際は、犯罪被害者等の個人情報を取り扱うことから、個人情報の漏洩等による副次的な被害を防ぐため、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保についても最大限配慮して行われるものと規定しております。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を推進し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

【解説】

○法第5条では、「地方公共団体の責務」について、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、その趣旨を踏まえ、市の責務を規定したものです。

○犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市だけでは対応できないことも想定されます。犯罪被害者等の被害の早期回復に向けた施策を実施するためには、国、千葉県その他の地方公共団体、民間支援団体などの関係機関等と連携、協力することが重要であるため、連携及び協力の義務を規定しました。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

○法第6条では、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定していることから、その趣旨を踏まえ、市民等の責務を明らかにしたものです。

○犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すためには、地域の人々の理解と配慮が不可欠であり、犯罪被害者等は地域社会において配慮され、支えられてこそ、平穩な生活を送ることができるため、名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮することを規定しています。

○また、市や警察等の関係機関等が犯罪被害者等を支援する上では、地域の人々の協力が必要不可欠であるため、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力する努力規定を設けました。

○なお、「市民等」の中には法人その他の団体も含まれているため、法人等についても本条の責務の対象となります。

さらに、職場や事業活動の中で、犯罪被害者等と接する場合や従業員等が犯罪被害者等となる場合があることから、事業者は犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、被害の回復及び軽減の妨げにならないように配慮し、市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力することも、本条の責務として想定しています。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

【解説】

○市は、住民にとって最も身近な自治体であり、かつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内の各種支援制度の案内や申請補助など適切な支援を行い、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行います。

(市民等の理解の推進)

第7条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、犯罪被害者等の置かれている状況、抱えている問題等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

○第5条「市民等の責務」を果たすためには、犯罪被害者等が受けた心身への重大な影響について市民等の一人ひとりが理解を深める必要があるため、啓発活動等を行い、犯罪被害者等が置かれている状況及び問題について、市民等の理解を深めてもらうよう取り組みを行うことを規定しています。

(犯罪被害者等早期援助団体等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものに対して、その果たす役割の重要性に鑑み、更なる活動の促進を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

○法第22条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定です。

○民間支援団体は、行政では行き届かない支援を実施できる利点を有しており、特に犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等に対するきめ細かで途切れのない支援を推進する上で、重要な役割を果たしています。

犯罪被害者等からの相談を受けた際に、千葉犯罪被害者支援センター等の犯罪被害者支援団体による支援を希望とした場合に、必要な支援を受けられるよう、犯罪被害者等が同意した範囲内で情報提供等を実施することを規定しています。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。）に対し、規則に定めるところにより、見舞金の支給を行うものとする。

【解説】

○犯罪被害者等への経済的支援としては、国の「犯罪被害給付制度」があります。

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者やその遺族に対し、社会

の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものですが、支給には様々な要件があり、支給までに時間を要します。そこで、本市では、早期の段階で、経済面での支援を図った見舞金の支給をするものとします。

○犯罪被害者等の中でも、被害者が市民で、かつ傷害を受けた場合は、傷害見舞金が支給されます。また、不運にも亡くなられた場合には、遺族が市民の場合、遺族に対して遺族見舞金が支給されます（遺族見舞金の場合、犯罪被害者は市民である必要はありません）。

※遺族見舞金における市民・市外住民の別による支給の対象については、以下のとおりです。

【参考】遺族見舞金における市民・市外住民の別による見舞金支給の対象について

被害者	被害者遺族	遺族見舞金の支給
市民	市民	対象
市外住民	市民	対象
市民	市外住民	対象外

○見舞金の支給については、その種類や額、支給の申請方法等は規則で定めませんが、内容は以下のとおりです。

【参考】見舞金の支給の内容

種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した者の遺族
傷害見舞金	10万円	犯罪行為により全治3月以上の傷害を負った犯罪被害者
	5万円	犯罪行為により全治1月以上3月未満の傷害を負った犯罪被害者

※被害者及び遺族ともに、犯罪発生時に市民である必要があります。

○また、令和6年における市内の身体犯の犯罪発生状況は、以下のとおりです。

(参考) 令和6年の本市における身体犯の発生件数

- ・殺人罪 0件
- ・傷害罪 34件（※全治1か月以上の傷害の件数は、1件）

(転居費用の助成)

第10条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるものに対し、規則に定めるところにより、転居又は転出に要した費用の助成を行うものとする。

【解説】

○見舞金の支給を受けることができる者が、当該被害により、居住できない状況下となったため転居した場合、初回に限り転居費用の助成を行うことを規定したものです。

○転居費用の助成については、その額及び支給の申請方法等は規則で定めませんが、内容は以下のとおりです。

【参考】 転居費用の助成の内容

金額	対象者
5万円 (上限)	見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となった者

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、この条例に基づく犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【解説】

○本条は、対象者に支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときは、市は支援を行わないことができることを規定しています。

○犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合とは、犯罪被害者等によって、加害者に対して、当該犯罪を教唆し、又は、ほう助が行われた場合等を想定しています。

関係法令

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（抜粋）

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

○この条例に定めている事項のほか、条例の施行に必要な事項については、規則等により、市長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【解説】

○本条例の施行日について、令和7年4月1日と定めるものです。